

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則等の一部を改正する規則

(大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第1条 大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「。以下「特区法」という。」を削り、「第12条の4第6項」を「第12条の5第6項」に改める。

(大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第2条 大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「第12条の4第6項」を「第12条の5第6項」に改める。

第9条中「法」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に改める。

(大和市子育て支援センター事業規則の一部改正)

第3条 大和市子育て支援センター事業規則(平成20年大和市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第12条の4第6項」を「第12条の5第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。